

## みどり市公共施設オンライン予約システム導入業務仕様書（案）

### 1 件名

みどり市公共施設オンライン予約システム導入業務

### 2 目的

本業務は、みどり市公共施設における利用者の利便性向上及び利用促進並びに利用受付等の事務効率化を図るため、ASPサービスによる予約システムの導入及び保守運用を行うことを目的とする。

### 3 事業の概要

本業務の概要は次のとおりとする。

- (1) ASPサービスによる予約システムの提供
- (2) システム導入（システム構築、操作研修 等）
- (3) システム保守及び運用支援（サポート窓口の設置を含む）

### 4 履行期間

- (1) 導入期間 契約締結日の翌日から令和7年1月31日まで
- (2) 保守運用期間 令和7年2月1日から令和7年3月31日まで

### 5 システム要件

#### (1) 基本事項

- ① 施設利用者及び施設管理者のOS、ブラウザの利用状況に合わせ、必要となるソフトウェアのバージョンアップは受注者の負担において行うこと。
- ② 施設管理担当者等が行う各種操作は、プログラミング等の専門知識を必要とせず、実施できること。

#### (2) 環境要件

- ① 本業務で導入するソフトウェアはASPサービスにより運用するものとする。
- ② 本業務に用いるデータセンターは、以下の要件を満たすこと。
  - ・日本国内に立地していること。
  - ・耐震又は免震構造であり、東日本大震災級の地震に耐えうること。
  - ・代替機等を常備するなど、重大障害時（サーバ機能停止等）にもシステム停止がないよう、冗長性を確保すること。
  - ・停電時等による電力供給の停止に備え、機器が適切に停止するまでの間に十分

な電力を供給する容量の予備電源を備えること。

### (3) 機能要件

- ① 本業務において提供されるシステムに求める機能要件については、システム機能要件一覧表（別紙1）のとおりとし、動作環境及び利用可能な機器については、下表のとおりとする。

項目	施設利用者		施設管理者
端末	・PC	・スマートフォン ・タブレット	・PC
OS	・Microsoft Windows 10 以降	・Android OS ・ios	・Microsoft Windows 10 以降
ブラウザ	・MicrosoftEdge ・Google Chrome	・Google Chrome ・Safari	・MicrosoftEdge ・Google Chrome

### (4) 対象施設

対象施設は、発注者が指定する40施設、125室とする。

### (5) システム設定

受注者は、システムの導入に当たり本稼働前に次の作業を実施するものとする。

	作業項目	仕様
1	システム設定打合せ	システム設定の基準を発注者に説明し、設定内容を決定する。
2	マスターデータ登録	システムを使用する上で必要な施設情報（使用料、時間区分、休館日、物品等）、既存の予約状況と利用者（団体）登録、使用目的・使用用途・減免の別等についてシステムに登録する。
3	動作確認・運用テスト	システムを利用する施設管理者の端末上でシステムが問題なく動作することを確認する。 また、施設管理担当者等が動作確認、検証及び練習等を行った際に生じた問題点等について必要な説明及び対応を行う。
4	本稼働支援	システム本稼働当初、施設において混乱が生じないよう稼働支援を行う。

## 6 システム要件

### (1) 基本事項

- ① 本システムは24時間365日稼働するものとする。ただし、システムのメンテナンス等を実施する場合はこの限りではない

- ② システムのメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、事前に発注者の了承を得るとともに、システム利用者に対して、事前にシステムトップページでその内容及び期間を予告周知し、システムメンテナンス中も可能な限りその旨を周知するものとする。
- ③ システム停止などの緊急対応は24時間365日とする。運用・保守サービスを提供するにあたってSLA (Service Level Agreement) を設定するものとする。サービスレベルの設定項目は別紙2のとおりとする。

## (2) セキュリティ

### ① TLS暗号化通信について

施設利用者の画面については、インターネットからの利用者登録画面、ログイン画面において、TLS暗号化通信を行い、システム上の機密情報（ID、パスワード等）を含め暗号化した運用を行うこと。

### ② 施設管理者端末におけるセキュリティ対策について

管理者機能を使用する際には、ID・パスワードによる個人認証を行い、ID、パスワードが漏洩しても管理者機能を利用できない構造（端末固有のIPアドレスなどによって制御するなど）とした運用を行うこと。

## (3) 業務引き継ぎに関する事項

### ① 業務継続のための支援

本業務の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受注者は新規システム提供事業者の指示のもと、予約システムの履行期間満了日までに新規システム提供事業者が業務を行えるよう必要な措置を講ずるとともに、移行作業の支援を行うこと。

### ② 事務引継ぎ

引き継ぐべき業務の内容について、業務引継書を作成し、発注者に提出すること。

## 7 研修要件

予約システムの機能を理解し、操作方法等を習得するために仮稼働（予約システムのサービス提供）開始前に、次のとおり操作マニュアルを用いて操作研修を実施すること。

### (1) 施設管理担当者等研修

研修はオンライン研修を基本とする。対面研修も可とするが、対面研修の場合は研修内容の録画を行い、対面研修に参加できなかった施設管理担当者等が後日確認

できるようにすること。事前準備や講師等は受注者が行い、施設管理担当者等（40名程度を想定）が操作研修において使用するPCは受注者が用意するものとする。

## （2）施設利用者研修

施設利用者用の操作研修動画を作成すること。インターネットを介して施設利用者のみにも共有するため、必要な措置があれば想定して作成すること。

## 8 納品物

（1）下記のを運用開始前までに発注者に対し提出・納品すること。

なお、下記提出物については、電子媒体でも納品することとする。

- |              |    |
|--------------|----|
| ① 施設管理者操作説明書 | 1部 |
| ② 利用者向け操作説明書 | 1部 |
| ③ 機能一覧表      | 1部 |
| ④ データ移行結果報告書 | 1部 |
| ⑤ 打合わせ記録簿    | 1部 |

（2）下記のを業務委託期間が満了するまでに発注者に対し提出・納品すること。

なお、下記提出物については、電子媒体でも納品することとする。

- |         |    |
|---------|----|
| ① 事業報告書 | 1部 |
|---------|----|

## 9 再委託について

本仕様書に基づく作業にあたって、作業の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは認めない。ただし、付随又は補助的な業務の再委託を行う場合は、事前に発注者に書面にて届出をしたうえで発注者の承認を得るものとする。

## 10 情報資産の保護・秘密保持

本業務を実施の上知り得た個人情報及びその他機密情報の取扱いについては、別紙3「情報資産を取り扱う業務委託契約事項」によること。

## 11 情報システムに関する安全対策

本仕様の履行にあたっての情報システムの安全対策については、別紙4「情報システムに関する業務委託契約事項」によること。セキュリティを確保するため、保守サポート期限切れの基盤、ソフトウェアライブラリ等の利用を行わないこと。セキュリティ面で脅威を与える可能性がある機器等を用いないこと。

## 12 支払方法

システム導入費及びシステム利用料に係る支払い方法は、発注者と受注者が協議の上、

決定する。

### 1 3 その他

#### (1) 個人情報の保護

受注者は、本事業の履行に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律等に基づき、その取扱いには十分注意し、漏洩、滅失または毀損の防止その他個人情報の保護に最大限の配慮をもって行うこと。

また、個人情報の管理に当たりクラウドサービスを利用する場合は、他案件のデータと隔離した管理を行うとともに、サーバ監視を行っていることを確認すること。

#### (2) 守秘義務

受注者は、本事業の履行に当たっては、業務上知り得た秘密を漏らし、または自己のために利用してはならない。本事業終了後も同様とする。

(3) 受注者が事業の実施に当たり、前記各号の規定に反した場合には、発注者は、委託契約額の一部または全部を返還させる権利を有するものであること。

(4) 本契約の履行に当たっては、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害しないこと。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすること。

(5) 委託契約締結後に不正行為が明らかになったときは、契約を解除する。

(6) この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものは、発注者の負担とする。

(7) その他仕様書に記載されていない事項については、発注者と受注者の双方が誠意を持って協議し対処すること。

以上